

平成21年第1回広域連合臨時議会の概要

1 日 時 平成21年7月27日（月）13:00～

2 場 所 北海道国保会館 5階大会議室

3 概 要

平成20年度に8.5割軽減だった方の軽減継続について、当初の保険料確定時期に合わせ実施するため関係条例及び予算の専決について報告を行う。

また、国庫補助金の増に伴い20年度の基金積立額の増額について専決を行ったことを報告するとともに、21年度予算の増額補正を行う。

4 議 案

(1) 専決処分とした案件

① 後期高齢者医療条例の一部改正

条例の附則に、21年度の8.5割軽減継続を追加

② 8.5割軽減の継続に伴う財源の振替 … 所要額：640百万円

21年度医療会計の保険料を減額し、国庫補助及び基金繰入を増（別紙1）

③ 基金積立額の増 … 約520百万円*

国庫補助の増額に伴い20年度の臨時特例基金の積立額を増額（21年度の軽減にかかるもののうち、20年度決定済分）

(2) 新たな案件

① 臨時特例基金条例の一部改正

臨時特例基金（軽減等の財源）について、21年度における軽減の財源とすることを加える（改正前は20年度の軽減のみの規定）。

② 臨時特例基金の取崩額の増に伴う21年度予算補正

20年度に積み増した臨時特例基金の取崩増（約520百万円*）に伴う21年度一般会計及び医療会計予算の増額補正

ア 保険料収入減（軽減）の補てん（医療会計）… 約320百万円

9割及び被扶養者の軽減への財源補てん

イ 広報及び相談体制の充実（一般会計、医療会計）… 約200百万円

市町村・広域連合の広報及び相談体制充実のための経費（別紙2※当日配布）

平成21年度における保険料(均等割)の減額措置について

平成20年度に8.5割軽減を受けていた方（本来7割軽減）の保険料について、国の「追加経済対策」により、今年度においても8.5割軽減を継続し、財源を国が措置することとされたことから、今年度の保険料の確定賦課に合わせ専決処分を行ったもの。 **別添資料**

1 国の考え方

- (1) 政府・与党の「経済危機対策」における決定であり、全広域連合で実施されるものであること。
- (2) 確定賦課後に改めて保険料算定を行う混乱を避けるため、全額国費で措置されることを前提に、確定賦課までに条例改正を行うこと。
- (3) 年間保険料は20年度と同額としても差し支えないこと。

2 広域連合の対応

- (1) 市町村の確定賦課までに条例改正及び財源補正を行う必要があるが、議会開催の時間的余裕がないことから専決処分とし、その内容について、7月開催予定の臨時議会で報告する。
- (2) 軽減継続にかかる市町村広報等の経費は、国の特例交付金で対応する。

3 専決処分とした案件

- (1) 後期高齢者医療条例の一部改正
条例の附則に、21年度の8.5割軽減継続を追加
- (2) 8.5割軽減の継続に伴う財源振替
21年度医療会計の保険料を減額し、国庫補助及び基金繰入を増額

4 所要見込額等

対象者：97,680人（確定賦課時の被保険者数）

所要額：約6億4千万円

平成21年度の保険料軽減イメージ

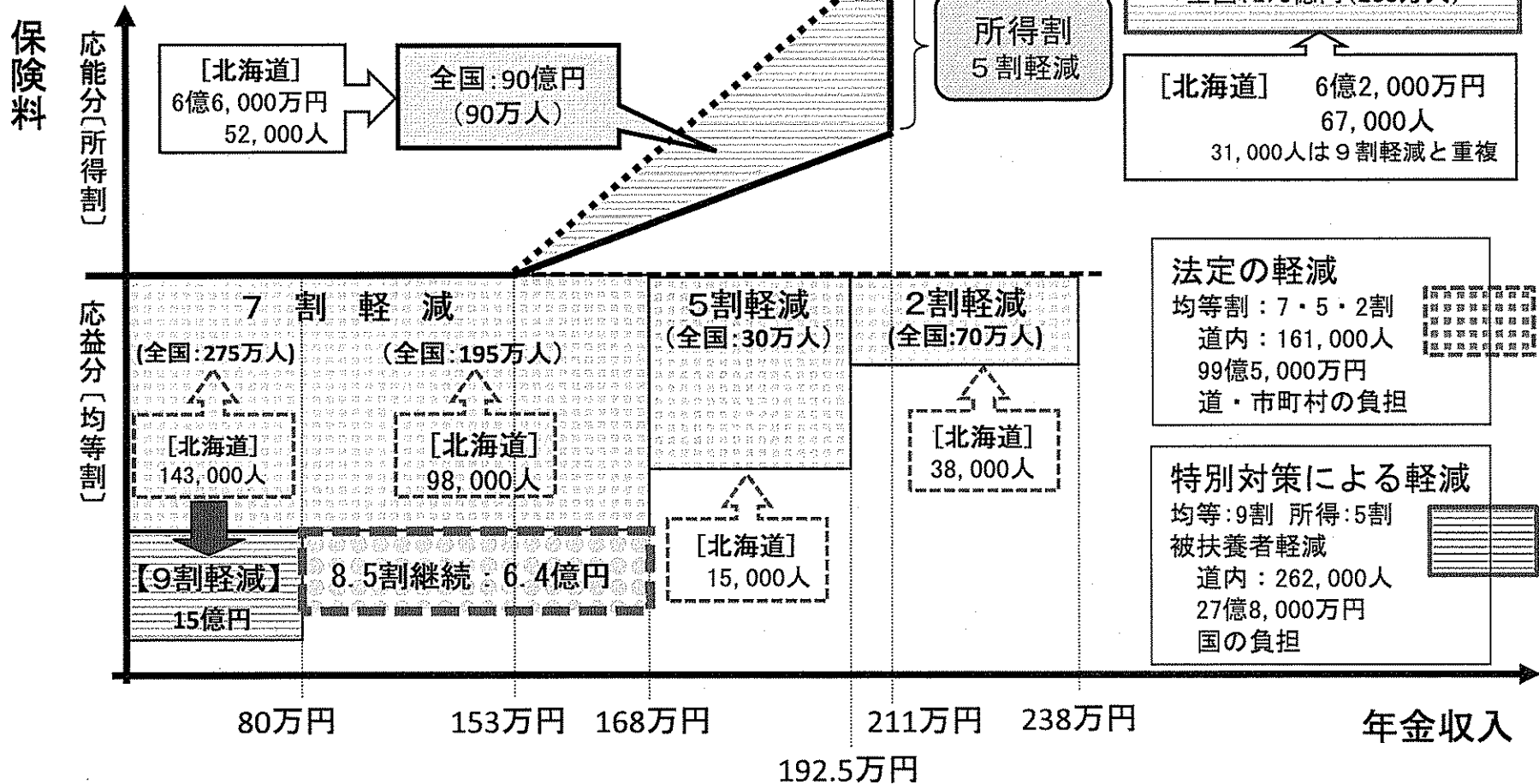
【均等割】世帯の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他所得なし）の場合9割軽減

【所得割】年金収入153万円から211万円までの場合、所得割を5割軽減

* 平成21年度の被保険者数見込み = 645,220人

【年金収入でみた軽減イメージ】

【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】



平成21年度広報事業及び相談体制の充実

1 経 過

制度施行2年目となる今年度も、被保険者等への制度周知のため各種広報を実施しているが、軽減の継続など、20年度に続き年度途中での制度改正が行われたこと等から7月臨時会で予算補正を行い、広報の及び相談体制の充実を図る。

なお、今回補正にかかる経費については、全額国費で措置される。

2 国庫補助（交付金）の状況

当初予算額 A	交付確定額 B*	差 額 A-B	備 考
230百万円	430百万円	200百万円	今回補正額

3 補正額内訳

(1) 市町村広報及び相談体制整備分〔60百万円〕

今回補正後の予算額で、H21の当初内示額と同額程度を確保するように補正
なお、各市町村の所要額は、改めて通知し、取りまとめることとする。

(2) 広域連合広報分〔140百万円〕

(単位:千円)

項 目	回数等	所要額	説 明
新聞広告掲出	6回 →8回	9,000	他の広報に比べ非常に短期間で掲出可能であり、掲出日の自由度も高いため、緊急の広報にも対応可能であることから回数を増加
新聞折込広告	3回 →6回	22,500	問い合わせの状況等から、他の広報に比べ効果的であると認められるため回数を増加
公共交通機関への 広告掲出	新 規	6,000	比較的低価格で掲出期間も長く、利用者の目に留まる率も高いことから新たに実施することとする 〔対象：道内路線バス、札幌市営地下鉄〕
被保険者へのダイ レクトメール 送付	新 規	45,500	新しい保険料率や健診の受診勧奨等について全被保険者を対象にDMでお知らせする 〔約65万人、単価70円〕
	新 規	2,000	保険料の支払い方法が例外的な方など、一般的広報ではカバーできない被保険者へDMでお知らせする 〔約2万人、単価100円〕
ホームページの 改訂	新 規	5,000	掲示内容の増加により、閲覧者が必要な情報へのアクセスに時間を要する状況となっているため、より使いやすいものとするため全面的に改定を行う
TVスポット	新 規	20,000	制度一般を基本に、新しい保険料率や制度改正などについて、テレビスポットで周知する。(1ヶ月間、1日2回を予定)
パンフレット	新 規	26,000	市町村や医療機関、福祉施設の利用者などからの相談に活用するため、ポケットサイズのパンフレットを作成し、窓口に備え付ける。
点字リーフレット 作成	新 規	1,000	道内の視覚障害者は約1.5万人おり、このうち2割程度が制度の対象者と想定されるため、新たに点字リーフレットを作成し、制度周知に活用する。
計		140,000	

(参考) H20当初予算額

市町村分 184百万円 (全額国庫)
広域連合分 66百万円 (うち国庫分 46千円)